衆議院環境委員会ニュース

平成 29.4.11 第 193 回国会第 11 号

4月11日(火)、第11回の委員会が開かれました。

1 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

(参考人) 早稲田大学法学部教授

東京農工大学大学院工学研究院教授

一般社団法人土壌環境センター技術委員会委員長

元大阪市立大学大学院経営学研究科教授

大 塚 直君

細 見 正 明君

鈴 木 弘 明君

畑 明 郎君

- ・山本環境大臣、細田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・塩川鉄也君(共産)が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(賛成一自民、民進、公明、維新、自由 反対一共産)

(質疑者及び主な質疑内容)

(参考人に対する質疑)

堀 井 学君(自民)

- ・改正案における自然由来の汚染土壌の取扱いに係る規制の合理化について、各参考人の考えを伺いたい。
- ・低コスト・低負荷型の土壌汚染調査及び対策技術に係 る更なる開発と普及が必要と考えるが、どのような施 策が必要と考えるか、各参考人の見解を伺いたい。

塩 川 鉄 也君(共産)

- ・臨海部の工業専用地域における土地の形質変更規制に係る特例措置は、どのようなニーズを踏まえて改正されたものと考えるか、その背景について、各参考人の見解を伺いたい。
- ・東京都の「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する 専門家会議」は地上部分は安全との見解だが、地下の 特定有害物質は揮発するため地上部の安全性は担保さ れないと考えるが、畑参考人の見解を伺いたい。

|田 島 一 成君(民進)

- ・生活環境の保全等改正法の目的の対象を拡大する必要 性及び法の対象から放射性物質を適用除外している現 状について、各参考人の見解を伺いたい。
- ・射撃場周辺における鉛による地下水汚染の現状と今後 の対策について、細見参考人の見解を伺いたい。

江 田 康 幸君(公明)

・土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大についての評価及び運用で考慮すべき点について、各参考人の見解を伺いたい。

・中小事業者等への支援として調査費用の助成だけでなく、対策費用のの低廉化、低コスト化等も必要であると考えるが、大塚参考人及び鈴木参考人の見解を伺いたい。

小 沢 鋭 仁君(維新)

- ・土壌汚染対策法の目的に生活環境被害の防止を含める べきと考えるが、土壌汚染による生活環境への被害の 概念として具体的にどのようなものが想定されるのか、 大塚参考人に伺いたい。
- ・ベンゼンなどの揮散性のある特定有害物質に対する規制の在り方について、各参考人の見解を伺いたい。

玉 城 デニー君(自由)

- ・ブラウンフィールドの活用促進のためには、地方自治 体による融資など、汚染状況調査の段階から何らかの 公的資金による支援を行う必要があると考えるが、鈴 木参考人の見解を伺いたい。
- ・米国のスーパーファンド法の仕組みやPFIなどを取り入れたブラウンフィールドの活用について、大塚参考人の見解を伺いたい。

(政府に対する質疑)

田島 一 成君(民進)

本改正案で、法の目的の対象に、生活環境及び生態系の保全を入れるべきだったと考えるが、山本環境大臣の見解を伺いたい。

土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大について、土壌汚染が発覚した場合は操業に多大な影響を及ぼしかねないため、それが汚染された土地の隠蔽へと繋がることが懸念されるが事業者の理解、協力を得るためにどうすればよいか、環境省の考えを伺いたい。

菅 直 人君(民進)

- ・築地市場の豊洲への移転に関して、豊洲新市場予定地 は土壌汚染対策法の手続上どの段階にあるのか、環境 省に確認したい。
- ・築地市場の豊洲への移転に関して、農林水産省は法律 上どのような権限を有しているのか、細田農林水産大 臣政務官に伺いたい。
- ・土壌汚染対策法では、特定有害物質の地下水等経由の 摂取及び直接摂取を土壌汚染のリスクとして考慮する こととしているが、地下水中のベンゼンやシアン化合 物の揮発経由の摂取リスクは考慮の対象となるのか、 環境省に伺いたい。

塩 川 鉄 也君(共産)

- ・豊洲新市場予定地において、ベンゼン等の揮発性を有する特定有害物質が地下に存在する以上、地下と地上は分離できないことから、地上の安全性は担保できないと考えるが、環境省の認識を伺いたい。
- ・土壌汚染対策を行った事業者の関係事業者が、随意契 約で採水分析等の調査事業を受注することについて、 参考人質疑で多数の参考人が否定的な見方を示したが、 これに対する山本環境大臣の認識を伺いたい。
- ・土壌汚染対策を行った事業者と利害関係がない第三者 が調査分析を行う仕組みを構築すべきと考えるが、山 本環境大臣の認識を伺いたい。

小 沢 鋭 仁君(維新)

リニア中央新幹線のトンネル工事に伴い自然由来の汚染土壌が生じた場合、それらは、土壌汚染対策法の調査対象となるのか、環境省に確認したい。